

## 財務諸表に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在していない。

### 2. 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等財務諸表の作成に関する重要な会計方針(平成20年公益法人会計基準による)

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……該当なし。

満期保有目的のその他の有価証券(ノムラヨロッパファイナンスエヌブイ NO22048)……時価評価による。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……移動平均法に基づく原価法によっている。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産及び無形固定資産……定額法によっている。

#### (4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……該当なし。

退職給付引当金……該当なし。

賞与引当金……該当なし。

#### (5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### (6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

### 3. 重要な会計方針を変更したときには、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額

公益認定等委員会により定められた平成20年の会計基準及び運用指針による。

資産等の時価評価による影響はない。

4. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	140,000,000	0	0	140,000,000
普通預金	0	0	0	0
投資有価証券	100,000,000	0	0	100,000,000
小 計	240,000,000	0	0	240,000,000
特定資産				
スポーツチャレンジ助成事業準備金積立資産	120,000,000	0	0	120,000,000
小 計	120,000,000	0	0	120,000,000
合 計	360,000,000	0	0	360,000,000

5. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に対 応する額)
基本財産				
定期預金	140,000,000	(140,000,000)	( 0)	( 0)
普通預金	0	( 0)	( 0)	( 0)
投資有価証券	100,000,000	(100,000,000)	( 0)	( 0)
小 計	240,000,000	(240,000,000)	( 0)	( 0)
特定資産				
スポーツチャレンジ助成事業準備金積立資産	120,000,000	(120,000,000)	( 0)	( 0)
小 計	120,000,000	(120,000,000)	( 0)	( 0)
合 計	360,000,000	(360,000,000)	( 0)	( 0)

6. 担保に供している資産

該当なし。

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額(内当期償却額)	当期末残高
船舶	539,540	427,136 (67,442)	112,404
什器備品	3,197,235	837,900 (119,700)	2,359,335
ソフトウェア	556,500	268,975 (27,825)	287,525
合計	4,293,275	1,534,011 (214,967)	2,759,264

8. 債権について貸倒引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の再献金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高  
該当なし。

9. 保証債務等の偶発債務  
該当なし。

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

科目	帳簿価額	時価	評価損益
基本財産			
投資有価証券			
ノムラヨーロッパファイナンスエヌブイ NO.22084	100,000,000	68,810,000	△31,190,000
	100,000,000	68,810,000	△31,190,000

11. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高  
該当なし。

12. 基金及び代替基金の増減額及びその残高  
該当なし。

13. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳  
該当なし。

14. 関連当事者との取引の内容  
該当なし。

15. キャッシュフロー計算書における資金の範囲及び重要な非資金取引  
該当なし。

16. 重要な後発事象  
平成21年4月1日公益財団法人に移行する。

17. その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするた  
めに必要な事項  
特になし。